

2 基本的に休止を要請しない施設

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
医療施設（※）	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うものに限る
	薬局	対象外	
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資 販売施設	食料品売場（※）	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	卸売市場	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
鍵屋	対象外		
家具屋	対象外		
花屋	対象外		
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	居酒屋	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	カプセルホテル	対象外	
	民泊	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等含む）	対象外	
	レンタカー	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	

2 基本的に休止を要請しない施設

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	証券会社	対象外	
	保険（代理店）	対象外	
	官公署	対象外	
	証券取引所	対象外	
	（各種）事務所	対象外	
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
その他	理美容（理髪店、美容院）	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	銭湯（公衆浴場）※	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	メディア	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	獣医	対象外	
	ランドリー	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	質屋	対象外	
	郵便局	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
プライダルショップ	対象外		
100円ショップ	対象外		
販売店	対象外		

(2) 社会福祉施設等

種類	施設	休止要請	備考
社会福祉施設等 (※)	保育所等 (幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	放課後児童クラブ（学童保育）	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事務所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	

※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請